

# 第15回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2025年2月28日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）

**開催場所** 東京都文京区後楽二丁目6番1号  
住友不動産飯田橋ファーストタワー  
ベルサール飯田橋ファースト  
地下1階 メインホール  
※会場が昨年の定時株主総会とは異なります。



## 目次

第15回定時株主総会招集ご通知	01
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役10名選任の件	05
第2号議案 監査役3名選任の件	12
第3号議案 吸収合併契約承認の件	15
事業報告	26
計算書類	55
監査報告書	73

株式会社 F P パートナー

証券コード：7388

証券コード 7388  
2025年2月13日  
(電子提供措置の開始日2025年2月6日)

株 主 各 位

東京都文京区後楽一丁目5番3号  
後楽国際ビルディング5階

**株式会社F Pパートナー**

代表取締役社長 黒 木 勉

## 第15回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。  
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第15回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://fpp.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（F Pパートナー）、又は証券コード（7388）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類の内容をご検討のうえ、2025年2月27日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2025年2月28日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都文京区後楽二丁目6番1号  
住友不動産飯田橋ファーストタワー  
ベルサール飯田橋ファースト 地下1階 メインホール  
※会場が昨年の定時株主総会とは異なっておりますので、ご来場の際は末尾の「第15回定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いないようご注意ください。
3. 目的事項  
報告事項 第15期(2023年12月1日から2024年11月30日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件
- 決議事項  
第1号議案 取締役10名選任の件  
第2号議案 監査役3名選任の件  
第3号議案 吸収合併契約承認の件

以上

- 〇 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇 誠に恐れ入りますが、本年は株主総会のライブ配信はございません。
- 〇 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 〇 当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、交付する書面には記載していません。
- ①第3号議案 吸収合併契約承認の件の「4. サプライズジャパン株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」
- ②事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、計算書類及び会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。

### <事前質問受付のご案内>

本株主総会の目的事項に関するご質問を以下のウェブサイトより事前にお受けいたします。

- 受付期間 2025年2月13日(木曜日)～2月21日(金曜日) 午後6時
- 受付サイト <https://q.srdb.jp/7388/>



※株主の皆様の関心が高いと思われる議案に関連する事項につきましては、本株主総会で回答するとともに、後日、当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。

# 議決権行使のご案内

## 株主総会にご出席される場合



### ■ 株主総会へのご出席

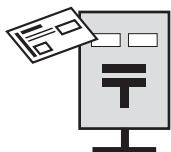
同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

**開催日時** 2025年2月28日（金曜日）午前10時

## 株主総会にご出席されない場合

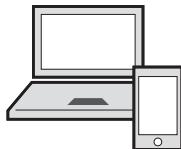


### ■ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

**行使期限** 2025年2月27日（木曜日）午後6時まで



### ■ 「スマート行使」による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

**行使期限** 2025年2月27日（木曜日）午後6時まで

### ■ インターネットによる議決権行使

議決権行使書用紙に記載の当社が指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、後記株主総会参考書類又は議決権行使ウェブサイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2025年2月27日（木曜日）午後6時まで

■書面とインターネット（「スマート行使」を含む）により二重に議決権行使をされた場合は、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

■インターネット（「スマート行使」を含む）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

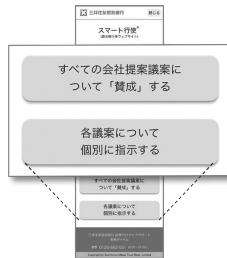
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



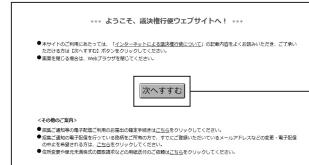
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。  
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

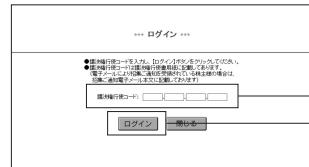
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役10名選任の件

定款の規定により取締役10名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>くろ き つとむ 黒 木 勉</p> <p><b>再任</b></p> <p>●生年月日 1967年11月29日生</p> <p>●取締役在任期間 7年1か月</p> <p>●取締役会出席状況 25回 (25回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 4,075,688株</p>	<p>1992年4月 朝日信用金庫入社</p> <p>1999年1月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (現メットライフ生命保険株式会社) 入社</p> <p>2005年3月 株式会社エフピーコンサルティング 代表取締役</p> <p>2017年12月 合同会社F Pコンサルティング設立 代表社員 (現任)</p> <p>2018年1月 当社 代表取締役社長 (現任)</p>
	<p><b>■取締役候補者とした理由</b></p> <p>黒木氏は、当社設立以来、高いビジョンと強いリーダーシップで当社を牽引し、お客さまとご家族の一生涯を保障で守り、安心に満ちた人生の時間をお客さまと共有する関係である「本来あるべき保険業」を追求することで、保険業界における当社の確固たる地位を確立しております。引き続き、その豊富な経験と深い見識等を、当社のさらなる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役候補者となりました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p style="text-align: center;">た なか かつ ゆき 田 中 克 幸</p> <p><b>再任</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生年月日 1966年 9 月 5 日生</li> <li>●取締役在任期間 9年 3 か月</li> <li>●取締役会出席状況 24回 (25回開催)</li> <li>●所有する当社株式の数 30,487株</li> </ul>	<p>1990年 4 月 東京生命保険相互会社 (現T&amp;Dフィナンシャル生命保険株式会社) 入社</p> <p>2000年 1 月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (現メットライフ生命保険株式会社) 入社</p> <p>2013年 7 月 ほけんの窓口グループ株式会社入社</p> <p>2014年 5 月 当社 入社</p> <p>2015年 11月 当社 取締役</p> <p>2018年 1 月 当社 専務取締役兼経営企画部長</p> <p>2022年 11月 当社 専務取締役兼経営企画部長兼リスクマネジメント部長</p> <p>2023年 2 月 当社 専務取締役兼経営企画部長 (現任)</p>
<p><b>■取締役候補者とした理由</b></p> <p>田中氏は、経営方針・経営戦略の策定、年度計画の策定・管理を主導し、事業規模の拡大とその経営効率化に寄与しております。また、安定的な株価形成に向け、積極的なIR(インベスターリレーションズ)及びブランド戦略を推進しております。引き続き、その豊富な経験と見識を、当社のさらなる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役候補者となりました。</p>		
3	<p style="text-align: center;">あ だち けん じ 安 達 健 二</p> <p><b>再任</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生年月日 1972年 7 月31日生</li> <li>●取締役在任期間 7年 1 か月</li> <li>●取締役会出席状況 25回 (25回開催)</li> <li>●所有する当社株式の数 8,450株</li> </ul>	<p>1995年 4 月 東京生命保険相互会社 (現T&amp;Dフィナンシャル生命保険株式会社) 入社</p> <p>2000年 1 月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (現メットライフ生命保険株式会社) 入社</p> <p>2004年 9 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社</p> <p>2014年 4 月 株式会社エフピーコンサルティング 入社</p> <p>2015年 11月 同社 取締役</p> <p>2018年 1 月 当社 取締役</p> <p>2020年 10月 auフィナンシャルパートナー株式会社 非常勤取締役 (現任)</p> <p>2022年 5 月 当社 取締役兼損保事業部長</p> <p>2023年 4 月 当社 取締役 (現任)</p> <p>2024年 1 月 サプライズジャパン株式会社 代表取締役 (現任)</p>
<p><b>■取締役候補者とした理由</b></p> <p>安達氏は、損害保険の代理事業の拡大を図るとともに、提携先の拡大及び集客モデルの多様化を推進しております。また、コールセンターを活用した保険相談案件を開拓することで、顧客数の飛躍的な増加に貢献しております。引き続き、その豊富な経験と見識を、当社のさらなる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役候補者となりました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<p>くわ ばら たかし 桑 原 隆</p> <p><b>再任</b></p> <p>●生年月日 1970年 8 月23日生</p> <p>●取締役在任期間 5年</p> <p>●取締役会出席状況 25回 (25回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 4,195株</p>	<p>1994年 4月 東京生命保険相互会社 (現T&amp;Dフィナンシャル生命保険株式会社) 入社</p> <p>2001年 4月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (現メットライフ生命保険株式会社) 入社</p> <p>2008年12月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社</p> <p>2018年10月 当社 入社</p> <p>2019年 8月 当社 新規事業開発部長</p> <p>2020年 2月 当社 取締役兼新規事業開発部長 (現任)</p>
<p><b>■取締役候補者とした理由</b></p> <p>桑原氏は、保険代理店事業以外の需要創造に向けたIFA事業や住宅ローンビジネスなど、新規事業の拡大に尽力しております。収益基盤の多様化・安定化がなされ、当社の企業価値の向上に貢献しております。引き続き、当社重点施策を推進するためにも、その豊富な経験と見識を活かしたく取締役候補者いたしました。</p>		
5	<p>さい とう たくみ 齋 藤 巧</p> <p><b>再任</b></p> <p>●生年月日 1974年12月28日生</p> <p>●取締役在任期間 12年 4 か月</p> <p>●取締役会出席状況 25回 (25回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 6,828株</p>	<p>1997年 4月 安田生命保険相互会社 (現明治安田生命保険相互会社) 入社</p> <p>2003年 7月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (現メットライフ生命保険株式会社) 入社</p> <p>2010年 3月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社</p> <p>2012年10月 当社 代表取締役</p> <p>2018年 1月 当社 取締役兼管理部長</p> <p>2022年 5月 当社 取締役兼人事部長</p> <p>2022年10月 当社 取締役</p> <p>2024年 1月 当社 取締役兼リスクマネジメント部長 (現任)</p>
<p><b>■取締役候補者とした理由</b></p> <p>齋藤氏は、創業当初より管理部門の構築に尽力し、管理部門全般における経験及び知見を有しております。また、当社の前身である、あんしんFPパートナー株式会社の代表も務めた経験から、会社経営におけるリスクマネジメント等、当社の経営基盤構築に貢献しております。引き続き、その豊富な経験と見識を、当社のさらなる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	<p style="text-align: center;">ふじ い よし ひろ 藤 井 喜 博</p> <p><b>再任</b></p> <p>●生年月日 1972年 3月 1日生</p> <p>●取締役在任期間 2年</p> <p>●取締役会出席状況 25回 (25回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 11,668株</p>	<p>1994年 4月 東京生命保険相互会社 (現T&amp;Dフィナンシャル生命保険株式会社) 入社</p> <p>2006年 2月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社</p> <p>2017年 3月 当社入社 西日本統括部長</p> <p>2023年 2月 当社 取締役兼西日本統括部長</p> <p>2023年 3月 当社 取締役兼営業本部長 (現任)</p>
<p><b>■取締役候補者とした理由</b></p> <p>藤井氏は、全国の営業拠点を統括し、営業社員のリフルーティング及び出店戦略も手掛けており、当社ビジネスモデルの中心を担っております。また、契約譲受ビジネス拡大にも尽力しており、収益基盤の多様化・安定化に貢献しております。引き続き、その豊富な経験と見識を、当社のさらなる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役候補者いたしました。</p>		
7	<p style="text-align: center;">い さか よし ひろ 井 阪 喜 浩</p> <p><b>再任</b> 社外 独立</p> <p>●生年月日 1955年 7月 6日生</p> <p>●取締役在任期間 2年7か月</p> <p>●取締役会出席状況 25回 (25回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 8,253株</p>	<p>1979年 4月 大蔵省 (現財務省) 入省</p> <p>2004年 6月 外務省在英日本大使館公使</p> <p>2007年 7月 国税庁長官官房審議官 (国際担当)</p> <p>2009年 7月 名古屋国税局長</p> <p>2010年 8月 外務省大臣官房審議官 (欧州局担当)</p> <p>2012年 7月 国税不服審判所次長</p> <p>2013年 6月 株式会社東京証券取引所 執行役員</p> <p>2017年 4月 株式会社日本取引所グループ 常務執行役員 株式会社東京証券取引所 常務執行役員 株式会社大阪取引所 常務執行役員</p> <p>2022年 4月 株式会社日本取引所グループ 顧問</p> <p>2022年 7月 当社 社外取締役 (現任)</p>
<p><b>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b></p> <p>井阪氏は、行政機関等において要職を務め、金融全般及びコーポレート・ガバナンスに関して幅広い知見を有しており、取締役会において主に金融行政の専門の見地から当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。引き続き、企業価値向上のため、独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
8	<p style="text-align: center;">すずきまさき 鈴木正規</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>●生年月日 1955年4月18日生</p> <p>●取締役在任期間 1年8か月</p> <p>●取締役会出席状況 25回(25回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 488株</p>	<p>1978年4月 大蔵省(現財務省) 入省</p> <p>2002年7月 金融庁 監督局 銀行第一課長</p> <p>2005年7月 財務省 主計局次長</p> <p>2007年7月 財務省 大臣官房総括審議官</p> <p>2008年7月 環境省 大臣官房審議官</p> <p>2012年9月 環境省 大臣官房長</p> <p>2014年7月 環境省 環境事務次官</p> <p>2015年10月 株式会社イオン銀行 代表取締役会長</p> <p>2016年6月 イオンフィナンシャルサービス株式会社 代表取締役会長</p> <p>2017年3月 イオン株式会社 執行役 総合金融事業担当</p> <p>2023年6月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>2024年3月 キヤノン株式会社 社外取締役(現任)</p> <p>2024年8月 株式会社オオバ 社外取締役(現任)</p>
<p><b>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b></p> <p>鈴木氏は、財務省及び金融庁で要職を歴任しており、金融行政の知見を深めるとともに、事業会社での豊富な経営経験を有しています。取締役会において主に金融行政における専門の見地及び会社経営全般における経験から当社の経営に対し適切かつ有益な発言を行っております。引き続き、企業価値向上のため、独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
9	<p>なか がわ ま き こ 中 川 真 紀 子</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>●生年月日 1973年 5 月22日生</p> <p>●取締役在任期間 2年</p> <p>●取締役会出席状況 25回 (25回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 3,000株</p>	<p>2001年10月 中央青山監査法人 入所</p> <p>2007年 8月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所</p> <p>2019年 9月 中川公認会計士事務所開所 代表 (現任)</p> <p>2020年 7月 ESネクスト監査法人 (現ESネクスト有限責任監査法人) 設立 理事パートナー (現任)</p> <p>2020年 9月 株式会社タウンズ 社外監査役 (現任)</p> <p>2022年 2月 当社 社外監査役</p> <p>2023年 2月 当社 社外取締役 (現任)</p>
<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>中川氏は、大手監査法人での実務経験及び監査法人設立に参画し、多くの企業監査及び財務会計に関する豊富な知見を有しており、取締役会において専門的見地から当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。引き続き、企業価値向上のため、独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待し、社外取締役候補者となりました。</p>		
10	<p>た なか なお ゆき 田 中 尚 幸</p> <p>新任 社外 独立</p> <p>●生年月日 1980年 9 月29日生</p> <p>●所有する当社株式の数 —</p>	<p>2009年12月 弁護士登録 山川萬次郎法律事務所 (現山川・藤原法律事務所) 入所</p> <p>2011年 5月 露木・赤澤法律事務所 入所</p> <p>2021年 4月 トップランナー法律事務所開所、代表 (現任)</p>
<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>田中氏は、法律事務所を開所し、法律全般、特に労務、リスク管理において幅広い知見を有しております。弁護士としての専門的な見地を活かし、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 取締役候補者黒木勉氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 井阪喜浩氏、鈴木正規氏、中川真紀子氏及び田中尚幸氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 当社は、取締役候補者井阪喜浩氏、鈴木正規氏、中川真紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、取締役候補者田中尚幸氏が社外取締役として選任された場合も、同様に独立役員として届け出する予定です。
5. 当社は取締役井阪喜浩氏、鈴木正規氏及び中川真紀子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約をそれぞれ締結しております。各氏が選任された場合、当社は各氏との間で、当該責任限定契約をそれぞれ継続する予定です。また、田中尚幸氏が取締役に選任された場合、当社は田中尚幸氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定です。
6. 当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けること等によって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしております。全ての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。また、当社は、2025年3月に同契約を同様の内容で更新することを予定しております。
7. 当社は、当社取締役との間で、会社法第430条の2第1項によりその職務の遂行に関して発生した費用及び損失の補償を行うためにそれぞれ補償契約を締結しています。全ての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該補償契約をそれぞれ締結又は継続する予定です。
8. 各候補者が所有する当社株式の数には取締役候補者名義の所有株式以外に、役員持株会を通じて実質的に所有する株式数を含みます。
9. 当社は、取締役候補者田中尚幸氏との間で法律顧問契約を締結しておりましたが、2025年1月末日に同契約を解除しております。なお、法律顧問契約の顧問料の額は僅少であり、当社の社外役員の独立性基準及び東京証券取引所の基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

定款の規定により監査役3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
1	<p>わた なべ てつ や 渡 邊 哲 也</p> <p>■新任</p> <p>●生年月日 1962年1月30日生</p> <p>●所有する当社株式の数 100株</p>	<p>1984年4月 三井信託銀行（現三井住友信託銀行株式会社）入社 2007年10月 同社 プライベートバンキング部長 2010年11月 中央三井キャピタル株式会社（現トラスト・キャピタル株式会社） 執行役員業務部長 兼 管理部長 2016年6月 JA三井リース株式会社 社外常勤監査役 2020年6月 新日本管財株式会社 ビル管理部 部長 2023年4月 株式会社リアライズ証券 経営管理グループ長 2024年6月 当社 入社 当社 内部監査部部长（現任）</p>
<p>■監査役候補者とした理由</p> <p>渡邊氏は、金融機関等において監査役など要職を務め、金融全般における幅広い知識と経験を有しております。現在は、当社において内部監査部の部長として内部監査を適切に実施しており、これらの経験に基づいて、当社監査体制の強化への貢献を期待し、監査役候補者いたしました。</p>		
2	<p>くわ ばら あさ み 桑 原 麻 美</p> <p>■再任 社外 独立</p> <p>●生年月日 1987年2月13日生</p> <p>●監査役在任期間 2年</p> <p>●取締役会出席状況 25回（25回開催）</p> <p>●監査役会出席状況 17回（17回開催）</p> <p>●所有する当社株式の数 252株</p>	<p>2009年4月 有限責任あずさ監査法人 入所 2014年9月 桑原公認会計士事務所開所 所長（現任） 2022年12月 株式会社Legaseed 監査役（現任） 2023年2月 当社 社外監査役（現任）</p>
<p>■社外監査役候補者とした理由</p> <p>桑原氏は、公認会計士として企業監査及び財務会計に関する豊富な知見を有しており、取締役会及び監査役会において、社外監査役としての職務を適切に遂行いただいております。引き続き、公認会計士として培われた専門的知識、及び複数の企業での社外役員の経験に基づく、当社監査体制の強化への貢献を期待し、社外監査役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
3	き の あや こ <b>木野綾子</b> 新任 社外 独立 ●生年月日 1971年9月6日生 ●所有する当社株式の数 -	1997年4月 東京地方裁判所 判事補 任官 2007年4月 名古屋地方裁判所豊橋支部 判事 2008年4月 千葉地方裁判所 判事 2010年4月 弁護士登録 飯野・八代・堀口法律事務所 入所 2016年4月 法律事務所キノール東京開所、代表 (現任) 2024年4月 第一東京弁護士会 副会長 (現任) 日本弁護士連合会 常務理事 (現任) 2024年6月 鉄建建設株式会社 社外監査役 (現任) 株式会社三五 社外取締役 (現任)
<b>■社外監査役候補者とした理由</b> 木野氏は、弁護士としての豊富な経験と専門性を有しており、取締役会及び監査役会において、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。加えて、上場企業を始め他の企業の社外役員としての職務経験をもとに、当社監査体制の強化への貢献を期待し、社外監査役候補者となりました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 桑原麻美氏及び木野綾子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 当社は、監査役候補者桑原麻美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、監査役候補者木野綾子氏が社外監査役として選任された場合も、同様に独立役員として届け出する予定です。
4. 当社は、当社監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償を法令に定める限度額に限定する契約をそれぞれ締結しております。当社は、監査役候補者が監査役に選任された場合、当該責任限定契約を締結又は継続する予定です。
5. 当社監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けること等によって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしております。全ての監査役候補者は、監査役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。
6. 当社は、当社監査役との間で、会社法第430条の2第1項によりその職務の遂行に関して発生した費用及び損失の補償を行うためにそれぞれ補償契約を締結しています。当社は、監査役候補者が監査役に選任された場合、当該補償契約を締結又は継続する予定です。
7. 各候補者が所有する当社株式の数には監査役候補者名義の所有株式以外に、役員持株会を通じて実質的に所有する株式数を含みます。

## (ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリックス

(注)

1. 第1号議案及び第2号議案を原案どおりご選任いただいた場合のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。
2. 役職は、原案どおりご選任いただいた場合、本総会終了後に就任予定の地位を記載しております。
3. 各氏の役割に照らして特に発揮が期待されるスキル・経験を記載しており、各候補者が保有する全ての知見・経験を表すものではありません。

氏名		黒木 勉	田中克幸	安達健二	桑原 隆	齋藤 巧	藤井喜博	井阪喜浩	鈴木正規	中川真紀子	田中尚幸	渡邊哲也	桑原麻美	木野綾子
役職		代表取締役社長	専務取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	監査役	社外監査役	社外監査役
特に期待するスキル・経験	企業経営	○				○			○	○				
	営業・マーケティング	○	○	○	○		○							
	法務・コンプライアンス リスクマネジメント	○	○			○		○			○	○		○
	財務・会計	○				○		○	○	○		○	○	
	人事・労務	○				○		○			○			○
	IT・デジタルイノベーション		○			○				○	○	○		
	サステナビリティ		○					○	○					
	金融業界・金融行政	○				○		○	○	○		○	○	
保険業界	○	○	○	○	○	○								

### 第3号議案 吸収合併契約承認の件

当社は、完全子会社のサプライズジャパン株式会社（以下、「サプライズジャパン」といいます。）を吸収合併すること（以下、「本吸収合併」といいます。）を、2025年1月30日の当社取締役会にて決定いたしました。

本吸収合併に伴い、当社においては合併差損が生じることが見込まれるため、会社法第796条第2項ただし書及び第795条第2項第1号の規定により、本議案において、吸収合併契約のご承認をお願いするものであります。

#### 1. 合併を行う理由

当社は、事業シナジーの向上を目的に、大手損害保険会社から最高の業務品質レベルであることを認定されているサプライズジャパンの全株式を2024年1月に取得し、完全子会社化しております。

この度、生命保険、損害保険、証券、銀行代理業の事業分野のうち生命保険分野に強みを持つ当社に、損害保険分野に強みを持つサプライズジャパンを組織統合することにより、さらなる事業シナジーの獲得と、顧客の利便性の向上を図ることを目的として、2025年1月30日開催の取締役会において、当社を存続会社、サプライズジャパンを消滅会社とする本吸収合併を実施することを決議し、同日付けで吸収合併契約を締結いたしました。

#### 2. 合併契約の概要

当社及びサプライズジャパンが2025年1月30日付けで締結した吸収合併契約の内容は次のとおりです。

#### 合併契約書（写）

株式会社FPパートナー（本店所在地：東京都文京区後楽1丁目5番3号 後楽国際ビルディング5階。以下「甲」という。）とサプライズジャパン株式会社（本店所在地：千葉県市原市五井5149番地4。以下「乙」という。）とは、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とし

て合併する（以下「本件合併」という。）。

## 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲　：吸収合併存続会社

商号：株式会社F Pパートナー

住所：東京都文京区後楽1丁目5番3号　後楽国際ビルディング5階

(2) 乙　：吸収合併消滅会社

商号：サプライズジャパン株式会社

住所：千葉県市原市五井5149番地4

## 第3条（合併対価の交付及び割当て）

本件合併では、甲が、乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等の一切の対価を交付しない。

## 第4条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

本件合併では、資本金及び準備金の額を変更しない。

## 第5条（株主総会）

1. 甲は、本件合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）の前日までに、会社法第795条第1項の規定に基づき、本契約を承認する株主総会決議を行う。

2. 乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、本契約について株主総会の承認を得ることなく本件合併を行う。

## 第6条（効力発生日）

効力発生日は、2025年8月1日とする。ただし、合併手続き進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

## 第7条（権利義務全部の承継）

甲は効力発生日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

#### 第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

#### 第9条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議し合意のうえ、本件合併の条件を変更、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（解除条件）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、効力を生じない。

#### 第11条（本契約書に規定外の事項）

本契約書に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、原本を甲が保有し、乙は原本の写しを保有する。

2025年1月30日

甲

東京都文京区後楽1丁目5番3号 後楽国際ビルディング5階  
株式会社F Pパートナー  
代表取締役社長 黒木 勉 ㊟

乙

千葉県市原市五井5149番地4  
サプライズジャパン株式会社  
代表取締役 安達 健二 ㊟

### 3. 会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要

当社及びサプライズジャパンが2025年1月30日付けで締結した吸収合併契約の内容は次のとおりです。

(1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

当社は、吸収合併消滅会社であるサプライズジャパンの発行済株式の全部を保有しているため、本吸収合併により株式その他の対価の交付は行いません。また、本吸収合併による当社の資本金の額及び資本準備金の額の総額はありません。

(2) 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項  
該当事項はございません。

(3) サプライズジャパンの最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併消滅会社であるサプライズジャパンの最終事業年度に係る計算書類等については、下記4のとおりです。なお、株主様へご送付している書面には、法令及び定款の定めにより、交付書類から省略しております。

(4) サプライズジャパンの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事項  
該当事項はございません。

(5) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事項  
該当事項はございません。

以 上

#### 4. サプライズジャパンの最終事業年度に係る計算書類等の内容

## 事業報告

(2023年8月1日から  
2024年7月31日まで)

### 1. 株式会社の状況に関する重要な事項

#### (1) 事業の経過および成果等

2023年5月に新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う行動制限が解除されたことにより、当期においては、社会経済活動が正常化、個人消費にも持ち直しの動きが見られ、景気は穏やかな回復基調で推移致しました。一方、国内のゼロ金利解除や原材料・エネルギー価格高騰に伴う物価上昇による消費マインド悪化や海外経済の減速が、今後の国内景気の押し下げの要因となる可能性もあり、景気は以前先行きが不透明な状況となっています。

弊社が属する保険業界では、損害保険分野における、保険代理店による大規模な保険金不正請求問題や保険会社による保険料調整行為、保険会社・保険代理店のいずれもが絡む大規模な個人情報漏えい問題が発覚し、金融当局からの業務改善命令や報告徴求を受ける事態となるなど、社会からの信頼を損なうこととなりました。

そのような環境の中、弊社は、地域に根差す代理店として工務店を中心にリスク提案を行い、企業向け損害保険(業務災害、賠償等)のご提案、販売を強化しました。また、ご契約いただいている保険種類が、長期火災のみ、生命保険のみであるお客様を、より幅広くお守りする為、接点強化に努めクロスセル販売を行いました。

また、既存のお客様サービス拡充としては保険事故管理の強化を行い、事故長期案件(事故後3か月以上経過)を昨年対比で50%まで削減しお客様満足度の向上を図って参りました。年間を通じてお客様対応における業務品質面での不備を関係各所から指摘されることはありませんでしたが、業界での事象を他山の石とせず、引き続き適正な業務運営の強化に努めてまいります。

以上の結果、当期売上高は79,701千円(うち、損害保険代理店収入は70,325千円、生命保険代理店収入は9,376千円)となりました。一方、販売管理費については創業者である代表取締役の辞任による退職慰労金の支払いが生じた為、100,973千円となり、当期経常損益は15,463千円の損失、当期純損益は14,839千円の損失となりました。

## (2) 資金調達の様況

該當するものはありません。

## (3) 財産及び損益の様況

区分	単位	第22期	第23期	第24期	第25期 (当期)
売上高	千円	92,915	108,110	93,569	79,701
営業利益 (△損失)	千円	121	5,728	840	△25,842
経常利益 (△損失)	千円	5,201	5,573	400	△15,463
当期純利益 (△損失)	千円	903	6,388	330	△14,839
1株当たり当期純利益 (△損失)	円	15,057	106,481	5,516	△247
総資産	千円	69,173	69,461	73,362	26,407
純資産	千円	4,704	11,093	11,424	△3,414

## (4) 事業所の様況

名称	所在地
本社	千葉県市原市五井5149番地4

## (5) 使用人の様況

使用人数	全事業年度末比増減
7名	なし

## (6) 重要な親会社の様況

会社名	弊社への出資比率
株式会社 F P パートナー	100.0%

## 2. 親会社等との間の取引に関する事項

弊社は、親会社等のグループ会社と取引を行う場合には、取引条件等に係る内容の適正性について、その他第三者との取引や第三者間での取引における条件との比較、および専門家からの助言を通じ、慎重に検討の上、実施しております。当社の各取締役は、取引の種類ごとに取引条件を把握した上で、包括的又は個別の取引ごとに、取引条件の適正性・公正性を判断しており、これらの取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

## 事業報告附属明細書

### 1. 会社役員以外の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

地位	氏名	重要な兼職の状況	報酬（月額）
代表取締役	安達 健二	株式会社F Pパートナー 取締役	0円
代表取締役	菅野 互	—	650千円
取締役	益子 夏希	—	350千円

### 2. 親会社等との間の取引に関する事項

該当するものではありません。

# 貸借対照表

(令和6年7月31日現在)

サプライズジャパン 株式会社

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>13,312,819</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,232,490</b>
現金及び預金	7,312,614	未払金	162,752
売掛金	5,951,189	未払費用	374,744
前渡金	40,635	未払法人税等	70,000
未収入金	8,381	未払消費税等	1,620,400
<b>固定資産</b>	<b>13,094,575</b>	預り金	4,594
<b>有形固定資産</b>	<b>6,086,339</b>	<b>固定負債</b>	<b>27,589,240</b>
建物	3,782,358	長期借入金	27,589,240
建物付属設備	994,953	<b>負債合計</b>	<b>29,821,730</b>
機械装置	52,790	<b>純資産の部</b>	
工具器具備品	732,568	<b>株主資本</b>	<b>△3,414,336</b>
土地	523,670	<b>資本金</b>	<b>3,000,000</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>5,658,236</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>△6,414,336</b>
ソフトウェア	873,236	その他利益剰余金	△6,414,336
会員権	4,785,000	繰越利益剰余金	△6,414,336
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,350,000</b>	<b>純資産合計</b>	<b>△3,414,336</b>
出資金	50,000	<b>負債・純資産合計</b>	<b>26,407,394</b>
差入保証金	1,300,000		
<b>資産合計</b>	<b>26,407,394</b>		

# 損益計算書

(自令和5年8月1日 至令和6年7月31日)

サプライズジャパン 株式会社

(単位：円)

科 目	金	額
<b>売上高</b>		
損保代理店収入	70,325,221	
生保代理店収入	9,376,435	
<b>売上高合計</b>		<b>79,701,656</b>
<b>売上原価</b>		
外交員報酬	4,159,805	
代理店報酬	411,040	
<b>合計</b>	<b>4,570,845</b>	
<b>売上原価</b>		<b>4,570,845</b>
<b>売上総利益金額</b>		<b>75,130,811</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		
販売費及び一般管理費合計		100,973,726
<b>営業損失金額</b>		<b>25,842,915</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	367	
雑収入	11,584,276	
<b>営業外収益合計</b>		<b>11,584,643</b>
<b>営業外費用</b>		
支払利息	742,918	
雑損失	462,000	
<b>営業外費用合計</b>		<b>1,204,918</b>
<b>経常損失金額</b>		<b>15,463,190</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	1,194,462	
<b>特別利益合計</b>		<b>1,194,462</b>
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	1	
有価証券評価損	500,432	
<b>特別損失合計</b>		<b>500,433</b>
<b>税引前当期純損失金額</b>		<b>14,769,161</b>
法人税等		70,000
<b>当期純損失金額</b>		<b>14,839,161</b>

## 販売費及び一般管理費内訳書

(自令和5年8月1日 至令和6年7月31日)

サプライズジャパン 株式会社

(単位：円)

科 目	金 額
役員報酬	11,680,000
雑給	27,619,244
退職金	917,500
法定福利費	28,800,000
福利厚生費	5,221,996
広告宣伝費	124,831
接待交際費	400,038
会議費	599,710
旅費交通費	127,576
通信費	636,788
消耗品費	2,486,355
事務用品費	903,392
水道光熱費	543,461
諸会費	959,470
支払手数料	166,000
車両費	3,023,148
代家賃	631,066
借料	4,541,200
保険料	1,830,800
租税公課	2,896,640
寄付金	5,564,362
減価償却費	20,000
雑費	969,463
研修費	210,348
保証料償却	74,300
	26,038
<b>販売費及び一般管理費合計</b>	<b>100,973,726</b>

## 株主資本等変動計算書

(自令和5年8月1日 至令和6年7月31日)

サプライズジャパン 株式会社

(単位：円)

	株 主 資 本				純資産の部 合 計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合 計	
		その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	3,000,000	8,424,825	8,424,825	11,424,825	11,424,825
当 期 変 動 額					
当期純利益金額	－	△14,839,161	△14,839,161	△14,839,161	△14,839,161
当期変動額合計	－	△14,839,161	△14,839,161	△14,839,161	△14,839,161
当 期 末 残 高	3,000,000	△6,414,336	△6,414,336	△3,414,336	△3,414,336

# 事業報告

(2023年12月1日から  
2024年11月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

#### 【経営環境】

当事業年度（2023年12月1日～2024年11月30日）におけるわが国経済は、景気動向指数が一度停滞した2024年9月より、「建設」「サービス」などを中心に景気回復が見られたものの、全体ではわずかな改善にとどまりました（出典：株式会社帝国データバンク 2024年11月の景気動向調査）。先行きについては、雇用・所得環境の改善と政策効果で緩やかな回復の継続が期待されますが、欧米の高金利継続や中国の不動産市場停滞など海外景気の下振れがわが国経済へ与える影響や物価上昇、米国政策動向、中東情勢、金融市場の変動に注意が必要です（出典：内閣府 令和6年11月 月例経済報告）。

金融面では、日銀による2024年3月のマイナス金利解除と2024年7月の追加利上げ発表により、大手生命保険会社が貯蓄・投資性商品の予定利率を引き上げ、それに続き一部銀行は預金や各種ローン金利を引き上げました。個人金融資産の「貯蓄から投資へ」の流れは1年を通じ堅調であり、保険業界においても個人年金保険の新規契約件数が対前年比126.0%（2024年4月～2024年9月累計）と昨年よりは増加ペースが緩やかになってきたものの依然好調を継続しております（出典：一般社団法人生命保険協会「生命保険事業概況」2024年9月 月次統計）。

当社においても、2023年11月から開始した「NISAに関する相談会」が、顧客ニーズの拡大により好評を得ております。また、業界動向同様に、生命保険販売商品も個人年金保険や変額保険を始めとした貯蓄・投資性商品の契約件数が伸びております。同時に、医療保障のニーズを充足する商品の契約件数も増加傾向にあります。

当事業年度における、各取り組み状況は次のとおりです。

① 営業社員数・保険契約見込顧客数の拡大：採用サイト経由の応募は引き続き好調。自社集客数も順調に推移。

当社は全国47都道府県に拠点を展開しており、地域密着の体制をより強固にすべく、営業社員の増加に合わせた販売網拡大に取り組んでおります。

当事業年度の営業社員の新規入社者数は、過去最高の681名を記録し、2024年11月末時点の営業社員数は前期末から192名増の2,518名となりました。

今期は採用強化の取り組みとして、各地域で保険業界経験者向けの採用セミナーを開催し、計218回、延べ817名の入社希望者にご参加をいただきました。また2024年8月には営業社員の採用強化施策の一環として、自社採用ページのリニューアルを行い、応募者数の増加につながっております。

当社では、会社が保険契約見込顧客を開拓し、営業社員が保険募集を行う分業制を採用しています。この分業制により、営業社員はお客さま対応に専念することができ、多くの面談機会を得ています。

そのため、営業社員数拡充と並行して、保険契約見込顧客数の増加にも積極的に取り組んでおり、順調に提携企業集客数、自社集客数ともに増加しております。同時に「マネードクタープレミア」店舗への来店予約や、契約譲受ビジネスも自社集客人数の増加に寄与いたしました。

## ② 契約譲受ビジネス：損害保険契約の譲受拡大により、譲受件数が過去最高を更新。

2021年より開始した契約譲受ビジネスは、代理店経営コストの増加や後継者不在問題を理由とした代理店の減少傾向を背景に、問い合わせ数及び譲受合意社数が順調に増加いたしました。当事業年度においては、延べ29社から94,509件の契約譲受に合意し、前期実績の50,466件、今期目標の80,000件を大きく上回りました。その中でも、損害保険契約の譲受が飛躍を見せ、全体の約半数を占める47,221件の譲受合意をいただきました。これにより、今後の更新手数料の獲得・クロスセルによる生命保険契約の獲得が期待できます。

当社の全国展開・担当FP制により、顧客への手厚いサポートが実現し、譲渡代理店から高い信頼をいただいております。今後も当社の強みを活かし、当事業の拡大に取り組んでまいります。

## ③ マネードクタープレミアビジネス：「3年30店舗開設」を達成し、出店地域でのブランド認知度向上に貢献。

当社は、人生設計からお金の終活まで、お客さまの一生涯に起こるお金のことを無料でファイナンシャルプランナーに相談できるワンランク上のお金の総合サービスとして、「マネードクタープレミア」を全国主要都市に展開しております。2024年10月25日、「マネードクタープレミアならファミリー店」（奈良市西大寺東町）のオープンをもって、2021年11月に掲

げた「3年30店舗開設」を達成いたしました。当事業年度においても来店予約数は新規オープン店舗を含め好調に増加し、計画値を大きく上回っております。

「マネードクタープレミア」店舗では、上述のコンセプトを前面に展開してきたことにより、貯蓄・資産形成についてのご相談が多くなっております。当事業年度に「マネードクタープレミア」店舗へ予約・来店いただいた顧客の55.4%（※）が資産形成・老後の相談を目的としています。

資産形成ニーズの高まりを受け、当事業年度においては、「マネードクタープレミア」店舗スタッフによる「NISAに関する相談会」を各地域で開催することで、新たな顧客との接点を創出し、出店地域での「マネードクター」ブランドの認知度向上と、さらなる集客の拡大、ファイナンシャルプランニングの浸透に取り組んでまいりました。

今後も各地域のお客さまの将来設計のサポートができるよう、積極的な店舗展開を目指してまいります。

※ 相談申込・予約時の自社実施アンケートより算出（対象期間：2023年12月1日～2024年11月30日）。

④ 損害保険ビジネス：生命保険契約譲受からのクロスセルに加え、非対面完結型による新たな顧客層獲得に期待。

当事業年度においては、損害保険専任営業社員を12名増員いたしました。これにより、損害保険契約の譲受合意件数の増加に伴う顧客対応を強化し、更新手続きとクロスセルを進められる体制を構築いたしました。

また、損保事業部ダイレクトセンター室による非対面完結型の保険契約見込顧客獲得は、当社サービスの幅を広げ、新たな顧客層の獲得に寄与し、これらの取り組みも損害保険の追加契約や、生命保険契約等のクロスセルによるさらなる売上高、利益の増加が期待できます。

⑤ 新規事業領域：NISA口座、預かり資産残高が順調に増加。教育業では法人対象「マネスク」が成長。

当事業年度においてはIFAビジネスのさらなる拡大を進めました。NISA制度改正による好影響もあり、NISA口座を中心に証券口座数、預かり資産残高が順調に増加し、今後のストック収入の拡大に向けた基盤となっております。

教育業では、企業の従業員向け金融教育プログラム「MONEY SCHOOL（略称：マネスク）」の展開を全国に広げ、当事業年度においては6社に導入いたしました。今後も「マネスク」

ク」を通じて、従業員の皆さまが金融教育に接する場を提供し、全国の金融リテラシー向上に貢献してまいります。

なお、2023年2月より開始した広告業は、2024年7月末までに全ての広告掲出を終了しましたが、広告掲出終了による当事業年度における売上高への影響は軽微であり、業績に重要な影響はございません。

当社は引き続き営業社員の採用に注力しつつ、保険契約見込顧客数の増加と業務の効率化に取り組んでまいります。また、今後も全国展開の強みを活かし、地域社会に寄り添った営業基盤の拡大を行うことで業績向上に取り組み、だれもがファイナンシャルプランナーに相談できる環境を構築してまいります。それにより、国民の金融リテラシー向上と資産形成支援の役割を担ってまいります。

#### 【当期の業績】

当事業年度の売上高は35,617,526千円を達成し、前期比16.6%増と創業以来、継続した売上高の成長を果たしております。

売上原価に関しては売上高の増加に伴う外交員報酬及び法定福利費の増加等により4,562,627千円増（前期比24.1%増）となりました。販売費及び一般管理費は、業容拡大に伴う給料手当及び地代家賃の増加等により719,731千円増（前期比11.8%増）となりました。

これにより営業利益は5,330,005千円（前期比4.0%減）、経常利益は5,493,199千円（前期比2.1%減）、当期純利益は3,903,160千円（前期比1.3%減）となりました。

なお、セグメントの業績につきましては、当社は保険代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は1,927,930千円となりました。

その主な内容は、自社ビルの取得及び建て替え1,492,189千円、事務所・店舗内装工事324,946千円となります。

## (3) 資金調達の状況

新株予約権の行使により、16,740千円の資金調達を行いました。

## (4) 対処すべき課題

### ① 保険代理店事業の確実な成長

当社は、全国展開する営業網を最大の強みとし、これを更に拡大することで事業の永続的な成長を目指します。お客さまサイドに立ち、共に解決策を考える伴走型ファイナンシャルプランニングを全国のあらゆる地域で提供し、顧客から様々なお金に関する相談を承ります。人生設計や資産増大のためのアドバイスを行うことで、顧客に安心を提供することは、当社の社会的な意義かつ使命であると考え活動しております。

営業社員の増員と質の向上は、保険契約の獲得や顧客フォロー体制の強化に不可欠なため、積極的な採用活動を行い、営業社員の訪問先を確保するための会社集客強化にも取り組んでおります。

また、今後想定される保険業法改正や新たなルールの策定に備え、これまで同様、体制整備への時間と費用を投じるとともに、顧客サービス向上のためのデータ整備やDX（Digital Transformation）を積極的に推進し、業務品質の向上を図ってまいります。また、これらの取り組み状況を開示することで、透明性の高い事業運営を行います。より良いサービスを提供することが業務品質と顧客満足度の向上につながり、確実な成長の基盤になると考えております。

### ② 成長を加速させる新規ビジネスの開拓と推進

保険業界の国内市場が成熟化する中、持続的な成長を実現するための戦略として、新規ビジネスの開拓と推進が重要性を増しています。収益基盤の強化においては、本業から派生したIFAビジネス以外にも、金融教育事業など近隣分野への進出を通じて収益源の多様化を図ります。また、契約譲受の拡大にも注力することで、顧客基盤の強化や保険契約数の増加を実現し、収益の安定性を高めていきます。その結果として、特定市場への依存リスクを軽減

し、より安定的な経営基盤を構築することが可能となります。

同時に、当社の強みである全国展開の営業網と営業社員数を活かし、経営資源の最適配分を実現することで、全社的なコスト効率の向上も期待できます。顧客価値の創造の観点では、ファイナンシャルプランニングや資産形成など、顧客の多様なニーズに応える総合的なサービスを提供します。これにより顧客接点が拡大し、ブランド価値と顧客満足度の向上が実現します。

さらに、競合他社との差別化が可能となり、当社の市場におけるシェア拡大につながります。これらの取り組みは相乗効果を生み出します。新規事業を通じて獲得した知見や顧客基盤は、既存事業の強化にも寄与し、総合的な企業価値の向上と持続的な成長の実現を可能にします。

### ③ 事業拡大を支えるデジタル技術への投資

当社は、近年の飛躍的なデジタル技術の発展を受け、新たな技術を活用した業務にも積極的に取り組んでおります。今後の事業拡大のため、顧客情報を始めとする大量のデータを整備し、システムを刷新することで業務効率や生産性向上を図るとともに、サイバー攻撃等のセキュリティインシデントに対してシステムリスク統制を継続して行います。また、インシチュアテック分野の研究開発や生成AIの活用、マーケティングへの応用など、デジタル技術への投資は企業価値向上と同時に顧客満足度向上に寄与すると考え、積極的に取り組んでまいります。

### ④ 人的資本への投資

当社のさらなる成長のためには、優秀な人材の確保と育成が不可欠です。社員教育の強化と研修制度の充実により、社員の生産性向上と業務の効率化を図ります。また、社員が希望する職種への異動を表明しやすい環境を整備し、適正に合わせた配置の効率化を行います。同時に、異動に伴うリスクリング機会の提供を通じて、組織力とバックオフィスの機能を強化します。これにより、社員一人ひとりの成長を促し、組織全体の活性化を目指します。さらに、健康経営への取り組みや社員のメンタルヘルスケアの強化にも継続的に取り組み、働きやすい環境を整備します。これらの総合的な取り組みにより、当社は持続的な成長を実現してまいります。

#### ⑤ 積極的情報開示とIR活動の強化

当社は株主・投資家との建設的な対話を通じて企業価値の向上を目指し、IR活動の強化を行います。より幅広いステークホルダーとの接点拡大のため、保険業界並びに当社ビジネスモデルの理解促進資料や、海外投資家向けの英語版資料・情報発信の充実に取り組みます。

また、前期から開始したESGデータブックの公開に加え、2025年6月には統合報告書を開示予定です。投資家との対話機会を通じて得られた意見を経営にフィードバックし、透明性の高い企業経営を実現してまいります。

#### ⑥ 個人情報漏えい防止に関する取り組みの強化

2024年8月に発覚しました、保険会社からの出向者による顧客情報漏えい事案を踏まえ、当社は以下のとおり、社内体制の整備と社員教育を実施いたしました。

- i) 保険会社の送受信システムの目的外利用の一切の禁止
- ii) 顧客情報へのアクセス権制限の強化
- iii) 個人情報取扱いルールの再度の周知徹底
- iv) 個人情報保護に関する社員研修の継続実施
- v) 法令遵守意識のさらなる強化

当社はこれまで個人情報の取扱いにあたり、厳格な取扱い・管理の徹底に努めてまいりましたが、この度個人情報漏えい事案が発生したことを踏まえ、今後はさらなる厳格化を図り、再発防止に全力で取り組んでまいります。

今後とも、確かな信頼をいただけるように顧客本位の業務運営を行ってまいりますので、引き続きご支援・ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況

区 分	2021年11月期 第12期	2022年11月期 第13期	2023年11月期 第14期	2024年11月期 第15期 (当期)
売 上 高	20,919,827千円	25,605,752千円	30,559,562千円	35,617,526千円
当 期 純 利 益	1,224,741千円	2,366,809千円	3,953,751千円	3,903,160千円
1株当たり当期純利益	61.24円	115.03円	171.74円	169.85円
総 資 産	7,878,799千円	14,265,605千円	19,150,483千円	18,525,722千円
純 資 産	2,702,245千円	8,656,777千円	12,647,478千円	11,832,667千円
1株当たり純資産額	134.76円	376.08円	545.21円	516.53円

- (注) 1. 当社は、2023年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、2021年11月期の期首時点で当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を2022年11月期の期首から適用しております。なお、当会計基準は、主に収益認識に関する開示(表示及び注記事項)の定めを改正したものであるため、当会計基準の適用による2022年11月期以降の各数値に与える影響はありません。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容 (2024年11月30日現在)

事 業	主要サービス
保 険 代 理 店	生命保険の募集、損害保険の代理

## (8) 主要な事業所 (2024年11月30日現在)

【本 社】 本社 (東京都)

【統括部】 東北・北海道 (宮城県)、首都圏 (東京都)、中日本 (愛知県・三重県)、西日本 (大阪府)、中国・四国 (広島県)、九州 (福岡県)

【支社等】 支社142カ所、店舗32カ所

### (9) 従業員の状況 (2024年11月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,781名	203名増	45.6才	3.8年

(注) 上記従業員数に臨時従業員の数は含まれておりません。なお、当期における臨時従業員の平均雇用人数は25名(1日8時間換算)であります。臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、出向者・派遣社員・業務委託を除いております。

### (10) 主要な借入先 (2024年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	590,940千円

(注) 別途、総額4,000,000千円とする当座貸越契約(貸付人:株式会社りそな銀行1,000,000千円、株式会社みずほ銀行1,000,000千円、株式会社三井住友銀行1,000,000千円、三井住友信託銀行株式会社1,000,000千円)があります。当期末現在、当該契約の借入額はありませぬ。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000,000株                  |
| (2) 発行済株式の総数 | 22,939,900株（自己株式 172,007株含む） |
| (3) 株主数      | 26,414名                      |
| (4) 大株主      |                              |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合同会社 F P コンサルティング	10,000,000株	43.92%
黒木 勉	4,070,594株	17.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,065,900株	4.68%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	853,300株	3.75%
黒木 真澄	600,000株	2.64%
野村信託銀行株式会社（投信口）	284,800株	1.25%
F P パートナー従業員持株会	126,988株	0.56%
BBH FOR GRANDEUR PEAK GLOBAL OPPORTUNITIES FUND	122,947株	0.54%
株式会社SBI証券	112,667株	0.49%
下中 佳生	80,000株	0.35%

- (注) 1. 発行済株式の総数から自己株式数（172,007株）を減じた株式数（22,767,893株）を基準に持株比率を算出し、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。
2. 自己株式数（172,007株）のうち130,400株については、執行役員及び従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を受け、2024年11月30日現在において名義書換未了の株式です。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く。）	4,499 株	6 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当該事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

当社の代表取締役社長である黒木勉は、当社の現在及び将来の役職員等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2020年9月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年10月2日付で税理士小川実を受託者として「新株予約権信託」（以下「本信託（第1回新株予約権）」といいます。）を設定しており、当社は本信託（第1回新株予約権）に対して、会社法に基づき2020年10月2日に第1回新株予約権（2020年9月29日臨時株主総会決議）を発行しております。

本信託（第1回新株予約権）は、当社の役職員等に対して、将来の功績に応じて、小川実に付与した第1回新株予約権700,000個を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社の役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の役職員等に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第1回新株予約権の分配を受けた者は、当該第1回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第1回新株予約権）は4つの契約（A01からA04まで）により構成され、それらの概要は以下のとおりです。

## 第1回新株予約権

決議年月日	2020年9月29日
新株予約権の数	700,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,400,000株
新株予約権の行使時の払込金額	200円
新株予約権の行使期間	自 2020年10月2日 至 2032年10月1日
新株予約権の行使の条件	(注) 1

(注)

### 1.新株予約権行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本新株予約権の発行に際し別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとします。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日後の下記 (e) に定められる期間において、次の (a) から (d) に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとします。
- (a) 判定価格（下記 (e) に定義する。以下同じ。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、判定価格を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、判定価格を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定価格を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が本項への該当を判断するものとします。）。
- (e) 上記 (a) 乃至 (d) における「判定価格」を以下のとおり定義しております。
- (i) 割当日から1年間：行使価額に100%を乗じた価格
  - (ii) 割当日の1年後から1年間：行使価額に200%を乗じた価格
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者であることを要することとしております。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

- (4) 本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができるものとします。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められません。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (7) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできません。

## 2. 本信託（第 1 回新株予約権）の詳細

本信託（第 1 回新株予約権）の内容は、以下のとおりです。

名称	新株予約権信託
委託者	黒木 勉
受託者	小川 実
受益者	受益者候補の中から本信託（第 1 回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより指定された者
信託契約日（信託契約開始日）	2020年10月2日
信託の種類と新株予約権数	(A01) 250,000個 (A02) 150,000個 (A03) 150,000個 (A04) 150,000個
交付日	(A01) 上場後 1 年が経過する日の翌営業日 (A02) 上場後 3 年が経過する日の翌営業日 (A03) 上場後 5 年が経過する日の翌営業日 (A04) 上場後 7 年が経過する日の翌営業日
信託の目的	(A01) に第 1 回新株予約権 250,000 個（1 個あたり 2 株相当） (A02) に第 1 回新株予約権 150,000 個（1 個あたり 2 株相当） (A03) に第 1 回新株予約権 150,000 個（1 個あたり 2 株相当） (A04) に第 1 回新株予約権 150,000 個（1 個あたり 2 株相当）
受益者適格要件	当社及び当社の子会社・関連会社、監査役及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者の中から、本信託（第 1 回新株予約権）に係る信託契約の規定に基づき当社が受益者として指定した者を受益者とします。

## 3. その他参考事項

上記は2023年7月1日付、分割比率 1 対 2 の株式分割後の情報を記載しております。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	当社における担当及び重要な兼職の状況
黒 木 勉	代表取締役社長	合同会社F P コンサルティング 代表社員
田 中 克 幸	専 務 取 締 役	経営企画部長
安 達 健 二	取 締 役	auフィナンシャルパートナー株式会社 非常勤取締役 サプライズジャパン株式会社 代表取締役
桑 原 隆	取 締 役	新規事業開発部長
齋 藤 巧	取 締 役	リスクマネジメント部長
藤 井 喜 博	取 締 役	営業本部長
井 阪 喜 浩	取 締 役	
緒 方 延 泰	取 締 役	弁護士法人緒方法律事務所 代表社員
鈴 木 正 規	取 締 役	キャノン株式会社 社外取締役 株式会社オオバ 社外取締役
中 川 真 紀 子	取 締 役	中川公認会計士事務所 代表 ESネクスト有限責任監査法人 理事パートナー 株式会社タウンズ 社外監査役
太 田 賢 孝	常 勤 監 査 役	
黒 須 篤 夫	監 査 役	
桑 原 麻 美	監 査 役	桑原公認会計士事務所 所長 株式会社Legaseed 監査役

- (注) 1. 取締役井阪喜浩氏、取締役緒方延泰氏、取締役鈴木正規氏及び取締役中川真紀子氏は、社外取締役であります。また、取締役緒方延泰氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。また、取締役中川真紀子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 監査役黒須篤夫氏及び監査役桑原麻美氏は、社外監査役であります。また、監査役桑原麻美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役井阪喜浩氏、緒方延泰氏、鈴木正規氏及び中川真紀子氏、監査役黒須篤夫氏及び桑原麻美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 当事業年度中に生じた取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	年月	地位及び担当（異動前）	地位及び担当（異動後）
田中克幸	2024年10月1日	専務取締役 経営企画部長	専務取締役 経営企画部長兼務 業務品質部長
	2024年11月1日	専務取締役 経営企画部長 兼務業務品質部長	専務取締役 経営企画部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額の合計額を上限として、損害賠償責任を負うものとする旨を定めた契約を締結しております。

## (3) 補償契約の内容の概要

当社は黒木勉氏、田中克幸氏、安達健二氏、桑原隆氏、齋藤巧氏、藤井喜博氏、井阪喜浩氏、緒方延泰氏、鈴木正規氏、中川真紀子氏、太田賢孝氏、黒須篤夫氏及び桑原麻美氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されない等、一定の免責事由があります。

## (4) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の役員、執行役員、取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であります。

## (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役の定額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

2024年1月15日付の取締役会において、取締役の個人別の定額報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、当該額は当社の置かれた経営環境や業界における経済情勢を踏まえ、社外取締役と事前に協議したうえ、取締役の任期である1年ごとに各取締役の役位、職責、在任年数、業績貢献、他社の役員報酬や当社従業員給与の水準との比較を総合的に勘案して株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で取締役会にて決定すると決議しております。なお、役員賞与や退職慰労金は支給しません。

### ② 非金銭報酬等の内容及び額又はその算定方法の決定方針に関する事項

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬とします。2024年2月28日付の定時株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定される金銭報酬債権を現物出資させる方法により、譲渡制限付株式を付与することとし、付与の時期については、取締役の任期である1年ごとに各取締役の役位、職責、在任年数、業績貢献、他社の役員報酬や当社従業員給与の水準との比較を総合的に勘案し、必要に応じて取締役会において決定するものとします。なお、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、原則として当社又は当社子会社の役員員の地位を退任・退職するまでの間とします。

### ③ 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬等について、客観性及び透明性を確保するため、任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、取締役の種類別の報酬割合については、当該指名報酬委員会において、他社の役員報酬や当社従業員給与の水準との比較を行った上で、当社の業績に鑑み支給の都度決定をしております。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2020年2月26日付の定時株主総会において、取締役の報酬等については年額300,000千円以内（以下、「基本報酬枠」といいます。）、監査役の報酬等については年額50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は0名）、監査役の員数は2名（うち、社外監査役は1名）です。

また、2024年2月28日付の定時株主総会において、基本報酬枠のうち社外取締役分を70,000千円以内とするとともに、社外取締役を除く取締役に対しては基本報酬枠とは別枠で譲渡制限付株式の付与のために年額100,000千円以内の金銭報酬債権を支給することと決議されております。当該株主総会終結時点の社外取締役の員数は4名、社外取締役を除く取締役の員数は6名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社は、2024年2月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬について決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、任意の指名報酬委員会において、原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	147,361 (32,400)	145,050 (32,400)	- (-)	2,311 (-)	10名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	18,000 (7,200)	18,000 (7,200)	-	-	3名 (2名)

(注)

1. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当期末の人数は取締役10名、監査役3名であります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件は「② 非金銭報酬等の内容及び額又はその算定方法の決定方針に関する事項」及び「④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」のとおりであります。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 社外取締役

取締役 井 阪 喜 浩

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度において25回開催のうち25回出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会における発言は行政機関等での豊富な経験・実績・見識により、出席の都度に行われ、コーポレート・ガバナンス等の観点から適切な意見の表明がありました。

取締役 緒 方 延 泰

ア. 重要な兼職先と当社との関係

弁護士法人緒方法律事務所の代表社員を務めておりますが、当社との間には資本関係及び取引関係はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度において25回開催のうち24回出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会における発言は弁護士としての豊富な経験・実績・見識により、出席の都度に行われ、経営全般のガバナンス及び利益相反取引等の監督の観点から適切な意見の表明がありました。

## 取締役 鈴木 正規

### ア. 重要な兼職先と当社との関係

キヤノン株式会社の社外取締役、株式会社オオバの社外取締役を務めておりますが、当社との間には資本関係及び取引関係はございません。

### イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ウ. 当事業年度における主な活動状況

#### (ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度において25回開催のうち25回出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

### エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会における発言は財務省及び金融庁といった行政機関での勤務経験及び会社経営等での豊富な経験・実績・見識により、出席の都度に行われ、コーポレート・ガバナンス等の観点から適切な意見の表明がありました。

## 取締役 中川 真紀子

### ア. 重要な兼職先と当社との関係

中川公認会計士事務所の代表、ESネクスト有限責任監査法人の理事パートナー及び株式会社タウンズの社外監査役を務めておりますが、当社との間には資本関係及び取引関係はございません。

### イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ウ. 当事業年度における主な活動状況

#### (ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度において25回開催のうち25回出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

### エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会における発言は企業監査及び財務会計における豊富な経験・実績・見識により、出席の都度に行われ、コーポレート・ガバナンス等の観点から適切な意見の表明がありました。

② 社外監査役

監査役 黒 須 篤 夫

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度において25回開催のうち25回出席し、必要に応じて内容確認のうえ、適切な意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度において17回開催のうち17回出席し、議案審議等につき必要な発言を行っております。

監査役 桑 原 麻 美

ア. 重要な兼職先と当社との関係

桑原公認会計士事務所の所長、株式会社Legaseedの監査役を務めておりますが、当社との間には資本関係及び取引関係はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度において25回開催のうち25回出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度において17回開催のうち17回出席し、議案審議等につき必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 38,000千円

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 38,000千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人评价の中で監査報酬決定手続きについても確認を行っています。

取締役、管理部・内部監査部及び会計監査人からの必要な資料の入手及び報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を決議しています。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は2020年1月15日の取締役会において、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令（会社法施行規則第100条第1項及び第3項）で定める体制の整備」に関して以下のとおり決議し体制を整備しました。その後、定款の変更や関連規程の制定等に伴い、直近では2024年12月13日開催の取締役会において一部内容の変更を決議し、現在に至ります。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### ア. コーポレート・ガバナンス

##### (ア) 取締役及び取締役会

- i) 取締役会を原則毎月2回開催とし、更に必要に応じて適宜、取締役会を開催し、経営の基本方針及び業務執行の重要事項の決定を行うとともに、各取締役相互に職務執行状況を監督する。また、経営責任を明確にするとともに経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年とする。更に、取締役の業務執行に関する監督機能の維持・強化のため、社外取締役を選任する。
- ii) 取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬の決定に係る公正性・透明性・客観性を高める。また、過半数を独立社外取締役で構成する特別委員会を設置し、支配株主と少数株主との利益が相反する取引・行為について審議・検討を行う体制を整備する。
- iii) 取締役会は、内部統制システム基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

##### (イ) 監査役及び監査役会

監査役は、法令に定める権限を行使するとともに、会計監査人と連携して「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性、妥当性について監査を実施する。

##### (ウ) 内部監査部門

内部監査部は代表取締役直轄の独立部門として、各部・支社の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を取締役に報告する。

## イ. コンプライアンス

### (ア) コンプライアンス体制

取締役及び使用人が遵守すべき行動規範として、コンプライアンス規程、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアルを定め、周知徹底する体制を整備する。

### (イ) 内部通報制度

コンプライアンス違反の早期発見のための「内部通報窓口」を設置し、公益通報者保護法に準拠した内部通報規程に基づき、その実効性を確保し、適切かつ迅速に対応する体制を整備する。

### (ウ) 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力対応規程を定め、不当要求に対する社内体制等を整備するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

### (エ) 懲戒処分

使用人による法令違反等が発生した場合、懲罰委員会に諮ったうえで、懲罰規程等に則り公正な処分を行う。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報に関し、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、保存対象文書・データ、保存期間及び文書管理責任者を定め、情報の保存及び管理体制を整備する。

イ. 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 取締役及び各職位にある使用人は、「職務権限規程」に基づき、その職務の執行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲内で職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負う。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、リスクマネジメント委員会及び取締役会へ報告する体制を構築する。

イ. 重要な投資等の個別案件については、「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき、

取締役会の付議事項とする。更に法令・定款及び案件の重要度に応じ、株主総会の付議事項とする。

- ウ. 各営業部門及び管理部門は、自部門の業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
- エ. 各管理部門はリスク管理のための方針・体制・手続等を定め、リスク状況を把握し適切に管理する。
- オ. 内部監査部は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。
- カ. 経営全般に関する損失の危険については、「リスク管理規程」、「危機管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」を制定し、管理体制を整備する。当該損失の危険の重要性に応じ、リスクマネジメント委員会及び取締役会に報告し適切な議論を行い、当該損失の危険に対し必要な対策を決定する。また、リスクマネジメント委員会の審議の活性化・効率化・客観性を目的に、適宜外部アドバイザーの意見を求める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営の基本方針、経営戦略及び経営計画等、全取締役・使用人が共有すべき全社目標を定め、その浸透を図るとともに、全社目標達成に向けて取締役・使用人各自が実施すべき目標を定め、進捗管理を行う。
- イ. 取締役会において取締役の担当を決定するとともに、「職務権限規程」「職務分掌規程」において各取締役・使用人の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを明確に定める。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を目指し、関係会社について、取締役、監査役及び使用人を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定め、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に対し適切な管理を行う。当該部門は、関係会社の事業運営に関しては、その自主性を尊重するとともに事業内容の定期的な報告を受け、特に重要な事項については取締役会への報告を行う。
- イ. 主管部門は、主管する関係会社がその業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援する。

- ウ. 内部監査部は関係会社に対して定期的な監査を行い、監査結果については、取締役会に報告する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項
- ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、知見を十分に有する適任者を置くことにする。
- イ. 補助すべき使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指示に従いその職務を行うこととする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 前号の使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の承認を要するものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項
- ア. 監査役は、取締役会以外にも業務連絡会等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
- イ. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
- ウ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。関係会社についても、その取締役及び使用人が当社の監査役に報告を行う体制とする。上記に拘わらず監査役は必要に応じ、いつでも取締役・使用人に報告を求めることができる。なお、監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役が代表取締役社長に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。なお、監査役は監査の実施に当たり必要と認めるときは、内部監査部、会計監査人との連携を図るとともに、代表取締役社長、社外取締役との定期的な情報

交換等を行っていくこととする。

- イ. 監査役の職務の執行について生ずる費用については、当該監査役の職務に必要なことを証明した場合を除き、当該監査役の請求等に従い支払うものとする。
- ウ. 監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を適切に実施するための体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は次のとおりです。

### <コンプライアンスに関する取り組み>

法令等遵守に関する管掌部門である業務品質部は、コンプライアンス規程に基づきコンプライアンス基本計画を策定し、実施状況のモニタリングを行っております。

2024年11月期はコンプライアンス基本計画に基づき、コンプライアンス研修（全社員対象に月1回）、e-ラーニングでのコンプライアンステスト（営業社員対象に月1回、内勤社員対象に年4回）、自主点検の徹底のための全社点検（年4回）を実施し、各拠点で毎月行われるコンプライアンス勉強会の支援をいたしました。また、業務品質向上を目的として、お客さまの声の共有にも積極的に取り組んでおります。

当社では弁護士を窓口とする内部通報窓口を設置しており、相談者・通報者のプライバシーを守り、相談者・通報者が不利益を被ることがないように配慮する等、コンプライアンス活動がより実効的に機能する体制を構築しております。

### <監査役会監査の実効性の確保に対する取り組み>

当社は、より透明性・公正性が担保され、監督機能が果たされるよう監査役会を設置し、独立性の高い社外監査役2名を含む3名の監査役を選任しております。このうち常勤監査役1名が、監査環境の整備及び社内の情報収集の役割を担っております。

また監査役職務補助に従事する使用人を1名兼任で置いております。当該使用人に対する監査上の指揮命令権は監査役に専属し、その人事異動等については事前に監査役会の同意を必要としています。

監査役への報告体制については、取締役からの報告に加え、リスクマネジメント委員会、懲罰委員会等の各種委員会や内部監査部等を通じた当社関連会社に関する事項等、監査に必要な報告が適宜行われる体制を整備しております。

さらに、内部統制システムの整備状況を日常的に監査するとともに、職責の遂行上知り得た情報を他の社外監査役と共有しております。社外監査役は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立的な立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、取締役会等に対して忌憚のない意見を述べております。また、監査役への報告者が不利な取扱いを受けないよう、内部統制システム基本方針に規定しています。

会計監査については、監査役が会計監査人より監査計画の説明や四半期ごとの監査実施状況の報告を受け、相互に情報を共有し、効率的な監査が実施できる体制を構築するとともに会計監査人の独立性についても監査可能な体制としています。

(運用状況の概況)

監査役への報告は適宜行われており、監査役と取締役との面談、監査役と会計監査人との面談も定期的に実施され、意見交換が行われております。

また、期末には2024年11月期（第15期）監査役会の実効性評価を実施し、監査役監査及び監査役会の活動を振り返り、改善すべき課題や対応策を検討し、次年度監査計画や監査活動に反映させることとしております。

#### <取締役の職務の執行の効率性に対する取り組み>

当社は、取締役会構成について、独立社外取締役の構成比を3分の1以上とすることにより、外部の視点をより反映させた実質的な論議の活性化に取り組んでおります。

営業推進、店舗事業、事業提携を統括する取締役、経営企画、コンプライアンスを統括する取締役、新規事業を統括する取締役、マーケット開拓、損害保険事業、営業支援を統括する取締役、リスク管理を含む管理部門を統括する取締役を各々設置し、全社横断的な議論のしやすい環境づくりにも取り組んでおります。

#### <リスク管理・損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

当社は、事業の継続と経営の健全性の維持及び企業価値の向上を目的として「リスク管理規程」を制定しております。本規程では、当社のリスク管理態勢及び組織・体制を含むリスク管理に関する全般的事項を明確化しています。また、代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」により、全社的なリスク管理を推進しております。

リスクマネジメント委員会には外部の弁護士が毎回参加する体制を構築しており、法律上の助言やアドバイスを踏まえた運営を行っています。また、每期リスクの見直しを実施し、企業を取り巻く様々な事業運営上のリスクに適切に対応できるよう努めております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を考慮したうえで、累進配当を継続して実施することを基本方針としております。配当性向については45%を目安としております。また、機動的な配当政策を図り、株主の皆さまへの利益配分を充実させるため、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とし、中間配当及び期末配当の年2回実施できる旨定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、2025年1月30日開催の取締役会決議により、1株当たり47円の配当とさせていただきます。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>11,369,161</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,892,045</b>
現金及び預金	8,755,086	買掛金	2,706,968
売掛金	1,941,664	1年内返済予定の長期借入金	53,640
貯蔵品	15,917	未払金	330,444
前渡金	74	未払費用	633,218
前払費用	650,557	未払法人税等	710,257
その他	5,860	預り金	521
<b>固定資産</b>	<b>7,156,560</b>	従業員預り金	809,957
<b>有形固定資産</b>	<b>4,778,093</b>	訴訟損失引当金	390
建物	2,861,888	返金負債	636,927
減価償却累計額	△586,282	資産除去債務	9,718
建物（純額）	2,275,606	<b>固定負債</b>	<b>801,009</b>
構築物	1,477	長期借入金	537,300
減価償却累計額	△24	資産除去債務	258,529
構築物（純額）	1,453	その他	5,179
機械及び装置	2,012	<b>負債合計</b>	<b>6,693,055</b>
減価償却累計額	△201	<b>純資産の部</b>	
機械及び装置（純額）	1,810	<b>株主資本</b>	<b>11,827,594</b>
車両運搬具	4,565	資本金	1,921,808
減価償却累計額	△2,703	資本剰余金	1,821,808
車両運搬具（純額）	1,861	資本準備金	1,821,808
工具、器具及び備品	104,763	その他資本剰余金	—
減価償却累計額	△54,625	<b>利益剰余金</b>	<b>8,247,181</b>
工具、器具及び備品（純額）	50,138	その他利益剰余金	8,247,181
土地	2,338,751	繰越利益剰余金	8,247,181
建設仮勘定	108,470	<b>自己株式</b>	<b>△163,204</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>574,731</b>	<b>新株予約権</b>	<b>5,073</b>
商標権	2,375	<b>純資産合計</b>	<b>11,832,667</b>
ソフトウエア	118,415	<b>負債・純資産合計</b>	<b>18,525,722</b>
契約関連無形資産	453,940		
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,803,736</b>		
投資有価証券	1,007		
関係会社株式	336,148		
長期前払費用	367,156		
繰延税金資産	493,244		
敷金及び保証金	606,178		
<b>資産合計</b>	<b>18,525,722</b>		

# 損益計算書

(自2023年12月1日 至2024年11月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
<b>売上高</b>		<b>35,617,526</b>
<b>売上原価</b>		
外交員報酬	19,449,212	
外交員法定福利費	2,093,797	
リース取得関連費	1,783,391	
その他	141,510	23,467,912
<b>売上総利益</b>		<b>12,149,614</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>6,819,608</b>
<b>営業利益</b>		<b>5,330,005</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	703	
受取配当金	103,932	
業務受託料	90,000	
その他	37,406	232,042
<b>営業外費用</b>		
支払利息	3,316	
固定資産除却損	53,699	
その他	11,832	68,849
<b>経常利益</b>		<b>5,493,199</b>
<b>税引前当期純利益</b>		<b>5,493,199</b>
法人税、住民税及び事業税	1,558,877	
法人税等調整額	31,161	1,590,038
<b>当期純利益</b>		<b>3,903,160</b>

## 株主資本等変動計算書

(自2023年12月1日 至2024年11月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	1,913,229	1,813,229	3,000	1,816,229	8,912,806	8,912,806
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	8,579	8,579		8,579		
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△3,125,097	△3,125,097
当 期 純 利 益					3,903,160	3,903,160
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	△146,632	△146,632	-	-
自己株式の消却	-	-	△1,300,055	△1,300,055	-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	1,443,687	1,443,687	△1,443,687	△1,443,687
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	8,579	8,579	△3,000	5,579	△665,624	△665,624
当 期 末 残 高	1,921,808	1,821,808	-	1,821,808	8,247,181	8,247,181

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計		
当 期 首 残 高	△277	12,641,987	5,491	12,647,478
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		17,158		17,158
剰 余 金 の 配 当	－	△3,125,097	－	△3,125,097
当 期 純 利 益		3,903,160		3,903,160
自己株式の取得	△1,999,981	△1,999,981	－	△1,999,981
自己株式の処分	536,998	390,366	－	390,366
自己株式の消却	1,300,055	－	－	－
利益剰余金から資本剰余金への振替	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△418	△418
当 期 変 動 額 合 計	△162,926	△814,392	△418	△814,811
当 期 末 残 高	△163,204	11,827,594	5,073	11,832,667

# 個別注記表

(自2023年12月1日 至2024年11月30日)

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等…時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直  
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定して  
以外のもの ります。)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法を採用しております。

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿  
価切下げの方法により算定)を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2007年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1  
日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は建物3～50年、構築物10年、機械及び装置10年、車両運搬具6  
年、工具器具備品3～10年です。

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は自社利用のソフトウェア5年、商標  
権10年、契約関連無形資産5年です。

#### ③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、  
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上

しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 訴訟損失引当金

将来発生する可能性のある損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「12. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取家賃」及び「受取賃貸料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において独立掲記しておりました「営業外費用」の「リース解約損」及び「支払補償費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 資産除去債務の見積り計上

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

資産除去債務

268,248千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

原状回復義務がある店舗等の不動産賃貸借契約について、原状回復費用の見込み額を資産除去債務として計上しております。資産除去債務は、過去の退店店舗の実績を用いて有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、使用見込み期間に対応した割引率（現行0.039%～0.583%）で割引いて計算しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により原状回復費用の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、資産除去債務の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の見積り計上

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 493,244千円（繰延税金負債と相殺前の金額 648,378千円）

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日）に定める会社分類に基づき、当期末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上にあたっては、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得を見積りしております。将来の一時差異等加減算前課税所得算出にあたっては、中期経営計画に基づいており、中期経営計画に含まれる売上高、営業利益の予測を主要な仮定としております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により業績予測の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 関係会社株式の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 336,148千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、市場価格のない株式であることから、取得原価を貸借対照表価額とし、当該関係会社の純資産額を基礎として算定した実質価額が貸借対照表価額に比べて著しく下落したときには、原則として減損処理を行っております。

ただし、実質価額が著しく下落している場合であっても、実行可能で合理的な事業計画等により将来の回復可能性を裏付けることができるときには減損処理を行わない場合があります。

当事業年度において、当該関係会社の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況を踏まえ、収益力等の落込みはなく、実質価額は著しく下落していないと判断しております。

#### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により当該関係会社の事業計画の遂行が困難となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の減損処理が必要となり、関係会社株式の金額に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 返金負債

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

返金負債 636,927千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

返金負債は、保険会社に取り次いだ保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合に生じる保険代理店手数料の将来における返金見込額を計上しております。

主な算定方法としては、過去の解約率及び契約上の返戻割合を基礎として算定した返金料率を主要な仮定とし、これに保険代理店手数料を乗じることにより計算しております。

#### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により返金料率の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、返金負債の金額に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### ① 担保に供している資産

建物	610,444千円
土地	1,132,459千円
計	1,742,903千円

###### ② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	53,640千円
長期借入金	537,300千円
計	590,940千円

##### (2) 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	715千円
関係会社に対する短期金銭債務	33,264千円

##### (3) 当座貸越契約

運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額	4,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	4,000,000千円

##### (4) 保証債務

子会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

サプライズジャパン株式会社	25,098千円
計	25,098千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

##### 関係会社との取引高

営業取引	329,626千円
営業取引以外の取引	7,285千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数

前期末株式数（発行済普通株式）	23,187,600株
当期増加株式数（発行済普通株式）	83,700株
当期減少株式数（発行済普通株式）	331,400株
当期末株式数（発行済普通株式）	22,939,900株

(2) 自己株式の数

普通株式	41,607株
------	---------

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年1月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,086,872	90.00	2023年11月 30日	2024年2月 14日
2024年4月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,038,225	45.00	2024年5月 31日	2024年8月 9日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年1月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,070,090	47.00	2024年11月 30日	2025年2月 28日

(注) 配当金の総額は、2024年11月30日における最終の株主名簿に記載された自己株式172,007株を除いて記載しております。

(4) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数  
普通株式 1,014,600株

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	82,186千円
返金負債	195,027千円
資産除去債務	82,137千円
自社開発ソフトウェア	156,752千円
未払事業税	43,701千円
その他	88,573千円
繰延税金資産小計	648,378千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産合計	648,378千円
繰延税金負債	
前払費用	136,811千円
資産除去債務に対応する除去費用	18,322千円
繰延税金負債合計	155,133千円
差引：繰延税金資産純額	493,244千円
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
固定資産－繰延税金資産	493,244千円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.08%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.58%
住民税均等割	0.47%
評価性引当額	△0.16%
税額控除	△2.43%
その他	△0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.95%

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券及び関係会社株式は、主に業務又は資本提携等に関連する株式であり、投資先の業績や財政状態などによる資産価値変動リスクに晒されております。

買掛金、未払金、未払法人税等、預り金及び従業員預り金は、全て1年以内の支払期日です。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、主に設備投資に係る資金調達です。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### b. 市場リスクの管理

投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

##### c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の1ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	606,178	600,704	△5,473
資産計	606,178	600,704	△5,473
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金 を含む)	590,940	560,973	△29,966
負債計	590,940	560,973	△29,966

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」、「従業員預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	336,148
非上場株式	1,007

## (3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	8,755,086	—	—	—
売掛金	1,941,664	—	—	—
敷金及び保証金	369,399	236,778	—	—
合計	11,066,151	236,778	—	—

## (4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	53,640	53,640	53,640	53,640	53,640	322,740
合計	53,640	53,640	53,640	53,640	53,640	322,740

(5) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	600,704	－	600,704
資産計	－	600,704	－	600,704
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	560,973	－	560,973
負債計	－	560,973	－	560,973

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 9. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、東京都において、自社ビル（土地を含む）を所有しており、一部を賃貸しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

当該賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	期首残高	—
	期中増減額	553,585
	期末残高	553,585
期末時価		433,000

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいております。

また、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

賃貸収入	19,046
賃貸費用	12,842
差額	6,203
その他(売却損益等)	—

- (注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておられません。

10. 持分法損益等に関する注記

関連会社に関する事項

① 関連会社に対する投資の金額	200,000千円
② 持分法を適用した場合の投資の金額	381,481千円
③ 持分法を適用した場合の投資利益の金額	133,959千円

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり情報

① 1株当たり純資産額	516円53銭
② 1株当たり当期純利益	169円85銭

## 12. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(千円)

	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
売上高	
生命保険代理店業	34,033,100
損害保険代理店業	1,151,474
その他の事業	413,906
顧客との契約から生じる収益	35,598,480
その他の収益	19,046
外部顧客への売上高	35,617,526

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

保険代理店手数料収入は、当社が取り次いだ保険契約希望者が保険会社（以下、「顧客」という。）に引受されることにより、顧客との契約における当社の履行義務が充足した時点で、契約に関連する代理店手数料の金額を売上として計上しております。なお、保険代理店手数料には追加のインセンティブ等の変動対価が含まれ、事後の金額の確定にあたり、収益の額に著しい減額が生じない可能性が高い範囲で過去の実績や契約の獲得状況等に基づき見積もりを行い、履行義務の充足時に計上しております。

また、顧客に取り次いだ保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合、対価の一部を顧客に返金する義務があります。顧客に対する予想返金額については収益から控除するとともに、返金負債を計上することとしております。返金の見積りにあたっては過去の実績等に基づき見積もっております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約資産及び契約負債については、重要性が乏しいことから記載を省略していません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、契約期間が1年を超える契約がないため、記載を省略しています。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年1月28日

株式会社F Pパートナー

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	田 村 仁
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	伊 藤 健 一
業務執行社員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社F Pパートナーの2023年12月1日から2024年11月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また関係会社については、関係会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて関係会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwC Japan有限責任法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、PwC Japan有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月29日

株式会社FPパートナー 監査役会

常勤監査役 太田 賢 孝 (印)

社外監査役 黒 須 篤 夫 (印)

社外監査役 桑 原 麻 美 (印)

以 上

## 第15回定時株主総会会場ご案内図

会 場 〒112-0004

東京都文京区後楽二丁目6番1号

住友不動産飯田橋ファーストタワー

ベルサール飯田橋ファースト 地下1階 メインホール

電 話 03-3817-5317 (代表)

交 通 都営大江戸線「飯田橋」駅C3出口より徒歩3分

ＪＲ中央・総武線「飯田橋」駅東口より徒歩5分

地下鉄東西線・有楽町線・南北線「飯田橋」駅B1出口より徒歩5分

東京メトロ丸ノ内線・南北線「後樂園」駅1番出口より徒歩8分



総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。